様式第１０号(第９条関係)

措置命令書

年　　月　　日

(申請(代表)者)　様

八頭町長

　鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可(　　年　　月　　日付第　　　号)の条件に違反しているので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり措置することを命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 違反行為  (内容) |  |
| 採るべき措置の内容 |  |
| 措置の期限 | 年　　　月　　　日 |
| 備考 | 1　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に審査請求をすることができます。  2　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、町長を被告として、町の事務所の所在地を管轄する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 |